

汚染状態に関する基準等一覧表

特定有害物質の種類		土壌溶出量基準 (mg/L)	土壌含有量基準 (mg/Kg)	地下水基準(注) (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)
第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物:VOC)	四塩化炭素	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
	クロロエチレン	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	-	0.004 以下	0.04 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	-	0.1 以下	1 以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	-	0.04 以下	0.4 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	-	0.002 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	-	0.02 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	-	0.01 以下	0.1 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	-	1 以下	3 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	-	0.006 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	-	0.03 以下	0.3 以下
	ベンゼン	0.01 以下	-	0.01 以下	0.1 以下
	第二種特定有害物質 (重金属等)	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下
六価クロム化合物		0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下
シアン化合物		検出されないこと	50 以下(遊離シアンとして)	検出されないこと	1 以下
水銀及びその化合物		水銀が0.0005 以下かつ アルキル水銀が検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005 以下かつ アルキル水銀が検出されないこと	0.005 以下かつ アルキル水銀が検出されないこと
セレン及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
鉛及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
砒素及びその化合物		0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下
ふっ素及びその化合物		0.8 以下	4000 以下	0.8 以下	24 以下
第三種特定有害物質 (農薬等/農薬+PCB)	ほう素及びその化合物	1 以下	4000 以下	1 以下	30 以下
	シマジン	0.003 以下	-	0.003 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	-	0.02 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	-	0.006 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	-	検出されないこと	0.003 以下
有機りん化合物※	検出されないこと	-	検出されないこと	1 以下	

※有機りんはパラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る

(注)地下水の水質により土壌汚染の状態の判定を行う場合の基準です。地下水環境基準とは一部の特定有害物質の基準値が異なります。